

訓練の中止に関する対応について

1 訓練中止基準

- (1) 各都道府県は、災害等(*)の状況により管内における訓練の実施が困難であると判断する場合、消防庁へ中止を要請することとする。この場合、消防庁は当該都道府県全体の訓練を中止する。

- (*) 災害等の一例は以下のとおり。
- ・ 地震（震度5強以上）の発生
 - ・ 津波警報の発表
 - ・ 台風や集中豪雨等により被害が発生するおそれのある場合

- (2) 消防庁は、都道府県から中止要請がなくとも、広範囲で災害等が発生した場合又は発生が懸念される場合、全国又は都道府県単位で訓練を中止することがあり得る。その際、当該都道府県や関係機関等と協議し、社会的影響等を勘案して総合的に判断する。

2 訓練中止判断のプロセス

- ① 各都道府県は、訓練中止基準（1）に照らして訓練実施が困難であると判断した場合、訓練を中止する旨を、原則として11月13日正午までに消防庁に報告する。
- ② 訓練を中止する場合には、消防庁は原則として11月13日14時を目処に各都道府県（訓練を中止しない都道府県に対しても）へFAX及びメールで連絡する。
- ③ 各都道府県は、11月13日正午以降に、急遽、訓練を中止する必要が生じた場合、速やかに消防庁に連絡する。

3 訓練前日から当日にかけての消防庁連絡先

(1) 電話

- ① 昼間（午前8時半から午後11時まで） 03-5253-7551

担当者：消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室

長崎・山田・佐々木・新堀

- ② 夜間（午後11時から午前8時半まで） 03-5253-7777

担当者：消防庁宿直室

(2) FAX

03-5253-7543

(3) メール

j-alert@ml.soumu.go.jp